

セグメント情報の開示にかかる論点

● セグメント情報の開示に関するルール

<「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書より抜粋>

第40 セグメント情報の開示

- 1 国立大学法人等における開示すべきセグメント情報は、当該法人の業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。
(注36)

<注36> セグメント情報の開示について

- 1 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。
- 2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。
- 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立大学法人等において個々に定めていくこととする。ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、全ての国立大学法人等において共通に開示する必要がある。

● 共通に開示する「一定のセグメント」情報について

- これまでは、一定の独立性を有する
 - ✓ 附属病院
 - ✓ 附属学校
 - ✓ 共同利用・共同研究拠点（大学の枠を越えて大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う拠点として文部科学大臣の認定を受けた拠点）
 - ✓ 出資事業（VCを通じた投資事業・現在は4法人のみ）

のみを実務指針 Q40-1 において共通的な開示区分としており、それ以外は各法人による自主開示としてきたところ。
- 現在、教育研究の主体となる学部・大学院などのより詳細なセグメント情報の積極開示が進みつつあるが、運営費交付金と学生納付金を一体的に業務運営に充てている大学セグメントにおいては、その内訳情報として学部・大学院などのセグメント情報を開示した際に、各大学の予算配分・管理方法やセグメント計上の考え方によって、大学間で差異が生じているため、基本的な考え方を示す必要があると考えられる。

● 開示情報に関する課題について

(1) 開示区分について

昨今の社会情勢等を踏まえて、国立大学法人の財務報告にはどういったセグメント情報が
必要かを改めて検討する必要がある。(各大学が用いている「法人共通」の範囲についても検討)

【方針案】

- ✓ セグメント区分については、これまでの開示区分に加えて、学部、研究科等の区分についても共通的な開示区分とすることとしたい。

(理由)

- ◇ 統合イノベーション戦略や財政審の建議等において、部局ごとの教育研究の費用及び成果の把握が求められていること。
- ◇ 企業会計と同様にマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の開示が有用であると考えられるが、多くの大学においては、部局別の予算配分、管理等を行っており、学部、研究科等の部局別開示を行うことがマネジメント・アプローチと整合していると考えられること。
- ✓ なお、大学が、学部、研究科等以外の区分によりマネジメントを行っている場合には、当該マネジメント区分に従って開示を行い、その旨を注記することでいいのではないか。
- ✓ また、一定規模未満の部局については、集約して開示することを認めてもいいのではないか。
- ✓ 「法人共通」については、「法人事務局」+「セグメントに（直接）配分していない全学費用等」と考えることではどうか。「法人事務局」を一つのセグメントとし「セグメントに（直接）配分していない全学費用等」のみを法人共通とする方法も考えられるが、両者を明確に区分することは困難ではないか。

(2) 計上方法について

前述したとおり、各大学の予算配分・管理方法やセグメント計上の考え方によって、大学間で差異が生じているため、基本的な考え方を示すこととしたい。

【方針案】

- ✓ 各大学の予算配分・管理方法やセグメント計上の考え方については、経営者の判断、方針によるものであり、統一することが良いのかどうかという意見がある一方で、大学からは、セグメント計上方法について基本的な考え方を示してほしいとの要望もある。そのため、セグメント計上方法の基本的な考え方について示すとともに、異なる方法で行う場合は、その方法を注記することとしたい。

➤ 業務収益の配賦方法について

✓ 国立大学法人の業務収益は、運営費交付金が占める割合が高く、収益の配賦方法によって、各セグメントの損益が大きく異なってくる。

✓ 特に、運営費交付金と学生納付金は一体的な運営財源として使用している法人が多く、学生納付金収益を

- ・ 獲得したセグメント
- ・ 使用したセグメント

のどちらの方法で計上するかによって、各セグメントの業務損益が異なってくる。

※ 国立大学の授業料・・・教育を受ける対価の一部

✓ また、運営費交付金収益の計上方法についても、

- ・ 運営費交付金の執行実績を計上
- ・ 運営費交付金及び学生納付金の執行実績合計－学生納付金収益（運営費交付金による差額補填）

のいずれかの方法で計上する法人が多いが、どちらの方法で計上するかによって、各セグメントの業務損益が異なってくる。

よって、これらの収益の適切な開示方法を検討する必要がある。

【方針案】

✓ 収益の配賦方法について、以下の方法を原則とし、異なる方法で配賦する場合には、その方法を注記することではどうか。

- ・ 運営費交付金 …… 使用したセグメント（「配分額」を計上）
- ・ 学生納付金 …… 獲得したセグメント
- ・ 雑収入・附属病院収入 …… 獲得したセグメント
- ・ 間接経費収入 …… 法人の予算上の運用に従い、各セグメントに計上
- ・ 組織体組織の産学連携収入 …… 事業実施の主体となるセグメント

（理由）

◇ 一般的には、どれだけ収入があったかというステークホルダーの情報ニーズが高いと考えられるため。

◇ 間接経費収入は、事業実施に伴う管理等に必要な経費として研究機関が受け入れる収入であるが、直接経費の獲得セグメントと管理等の経費を負担するセグメントは必ずしも一致せず、間接経費収入の分配方針も法人によって異なるため。

（例）間接経費収入について、獲得部局と本部で50%ずつ収入を分配するとの内規を定めている法人において、部局 A が間接経費100の受託研究を受け入れたケースにおける、各セグメントの受託研究収益（間接経費分）の計上額。

【本部】受託研究収益 50 【部局 A】受託研究収益 50

- ◇ 組織体組織の産学連携収入は、獲得セグメント（本部）と事業実施セグメント（部局等）が異なるケースが想定されるが、実態として産学連携事業の実施主体となるセグメントに収益を計上する方法が、運営実態を正しく表していると考えられるため。

➤ 業務費用の配賦方法について

- ✓ セグメント間を跨る人件費（複数セグメントの授業を担当する教員など）について、本来であれば、勤務エフォート等により按分計上することが望ましいと考えられるが、教員は裁量労働制（分母の時間数が把握できない）のため、勤務実態の把握が困難なため、所属するセグメントに一括計上している法人が多い。（附属病院を除く）
- ✓ 各法人からは、教員の勤務実態を調査して按分計上するのは相当のコストを要するため現実的ではないとの意見が多く、

- 引き続き所属するセグメントに一括計上

- 簡便で合理的な算定方法

のいずれかの方法を検討して欲しいとの意見であった。

- ✓ また、昨今では教育組織（学部等）と教員組織（学系・学域など）を分離する法人が増えており、同じ学部であっても大学間で異なる組織となっている場合があることにも留意が必要。
- ✓ さらに、セグメント間を跨る物件費（光熱水費や建物維持管理費など）についても、使用実態に応じて区分して計上している法人と主たるセグメントに一括計上している法人があった。

よって、これらの費用の適切な開示方法を検討する必要がある。

【方針案】

- ✓ 費用の配賦方法について、以下の方法を原則とし、異なる方法で配賦する場合には、その方法を注記することではどうか。（附属病院を除く）
 - 人件費 … 主たる所属セグメント
 - セグメント間を跨る物件費（光熱水費や建物維持管理費など）
 - … 建物の使用面積等合理的な配賦基準を用いて配賦するが、他のセグメントの使用割合が低い場合には、主たるセグメントに一括計上することも可

(理由)

- ◇ 財務諸表の開示においては、ステークホルダーの判断を誤らせない程度に、簡便的な方法を認めてもいいのではないか。

● 第10回の検討会議における主な委員の意見

- 間接経費の取扱い
 - ✓ 予算上の運用が大学によって異なり、現状のセグメント情報も、この違いに連動して開示されていると考えられる。大学間の比較可能性の観点から、この部分の改善は重要なポイントではないか。

- 組織体組織の産学連携
 - ✓ 大型の組織体組織の産学連携について、学長を中心に獲得した外部資金はどのセグメントに計上すべきか検討が必要。大学としても懸命にアピールしている部分であり、組織全体で獲得したということが分かる形とすべきでないか。
 - ✓ 本部組織がハンドリングしているケースが多いと思われるが、マネジメント部署として位置づけているか、獲得そのものを業務として位置付けているかなど法人により違いがあり、実態を踏まえる必要がある。

● 第1回、第2回の検討会議における主な委員の意見

- 全般的事項
 - ✓ セグメント情報の開示とは、学内の予算配分を入口と出口に分けるとのことだと思うが、それを公開する必要性はどこまであるのか。一言で比較可能性といっても、学生数や様々な違いがあるので、方針を決めることは悪いことではないが、本当に大学間の比較ができるのか。
 - ✓ 構造的に赤字を出す部門と黒字を出す部門があったとして、赤字部門の貢献によって黒字部門の黒字が出るという場合もある。本来そういった貢献度をしっかりと配分したうえで評価しないといけない。
 - ✓ 財務情報だけでなく、非財務情報の開示も重要で、将来どうなるかというところを見せていかなければいけない。経営者がどういう考えをしているかを明示していくことが要請されており、セグメント情報だけでそれを果たそうとするのは難しいのではないか。
 - ✓ 今後の議論のなかで、事業報告書の議論もあると思うので、セグメント情報の役割をどこまで持たせるかということもあると思う。無理に指針を出すと、かえってミスリードする可能性もあるので、例えばコストだけを事業報告書に記載するかそういう方法もあるのではないか。
 - ✓ 大学におけるセグメント情報開示は、各大学工夫はされているが、企業と異なり単純ではないので分かりにくい部分がある。
 - ✓ 各大学にインタビューしたところ、セグメント情報の開示がかえってミスリードになるリスクを感じているようだった。例えば財務レポートなどで損益ベースではない方法で資源配分の可視化を進めるという方法もあるのではないかと思う。いずれにしても情報の利用者が誰なのかという点を整理してからでないと、統一的な基準を作るのは難しいと思う。

- ✓ 例えば附属図書館などのコストセンターに対して、収益を貼りつけて計算することが合理的なのかという点も考える必要があると思う。国立大学のセグメント情報に赤字、黒字だという観点が本当に必要かという点についても、今回の大きな見直しの中で議論した方が良いと思う。
 - ✓ 企業のセグメント情報の規格でいうと、通常は事業別にセグメント情報を出している。大学において、附属病院であれば病院事業として独立しているが、共同利用・共同研究拠点や附属学校のような教育研究事業の一部分を取り出して並列のセグメント情報として開示するような要請が実務指針で出されていることに違和感がある。教育研究事業を一本のセグメントとして、その内訳情報としてコスト情報を部局別に出すなど、大学として出しやすい情報開示の方法を検討してもらいたいのではないか。
 - ✓ 法人化当初にセグメント情報として開示を求められたのは附属病院だけで、それ以外についてはほとんどの大学で全く情報を出していなかったため、今のような議論はしていなかった。求められる情報に対して、セグメント情報はどうかあるべきか、誰に見せるべきか、全部セグメント情報で表すべきかということをもとめて整理する良いタイミングではないか。
- 収益の計上区分について
- ✓ 運営費交付金は、予算執行に対応して収益化する仕組みのはずであり、外部資金も同様のはず。よって、会計基準に照らせば「使用セグメント」に計上するのが基本となるのではないか。
 - ✓ 例えば一つの経営方針として、「学生の在籍しているセグメントに学生納付金を配分する」など、どこにどう配分するかという経営者の判断を示すことが重要ではないか。
 - ✓ 国立大学法人会計の建付けとして、学生納付金でも寄附金でもまず負債計上してから収益化していくこととなっている。なぜ一旦負債という形をとるのかということと義務を負うからである。ではこの義務を負うのは誰に対してかということ念頭に整理していけばよいのではないか。学生納付金であれば学生に、寄附金であれば寄附者に負っている。それ以外の間接経費や用途が特定されない運営費交付金は学内の意思決定で配分されるものであるため、配分されたところに付ける。もともとそういう会計の建付けになっているのだから単純に考えればよいと思う。
 - ✓ 色々なパターンが示されているが、自然に考えると、学生納付金や病院収入、自己収入などは獲得したセグメントに計上するという考え方が馴染むように思う。ただ、例えば学生納付金の獲得金額を下回る予算執行しかなされない部局があった場合、それをセグメント情報として開示するとなると抵抗感があるように思う。
 - ✓ 実態として学生納付金で儲かるという学部はないと思う。減価償却費だとか本部共通のような経費をどう負担させるかという問題になる。透明なキャッシュフローとして直接費だけを見ると、誤解を生む場合もあるかもしれないので、上手な説明をする必要がある。
 - ✓ 運営費交付金を使用セグメントに差額充当で計上している事例があるが、学生納付金等

は獲得セグメントで計上しつつ、運営費交付金で差額をやりとりすることになると、学生納付金が当該部局の執行予算を越えた場合にはマイナスの収益が計上されるセグメントが出てくる可能性もある。それは見かけ上おかしいと思うので、こういった点についても議論が必要ではないか。

- ✓ 運営費交付金と学生納付金が予算配分上、一体的にみられている部分を、法人全体でみるときに区分して開示することには意味があるが、セグメント別に考えたときには、その財源の色を無理に付けることで、かえってミスリードするという問題もある。本当にセグメント情報で必要となる区分なのかという点も議論すべきではないか。
- ✓ 大学での経営においては、財源がいくらあり、部局にいくら配分ができるかということが重要。大学全体のレピュテーションを上げるような部局には大学として戦略的に資源配分をしたいが、学生のいない研究所などでは赤字という見え方をしてしまう可能性もあり慎重にする必要がある。民間であれば赤字部門は廃止なども簡単にできるが、大学では赤字だからといって廃止にはできない。
- ✓ 学生納付金については、学生や保護者からどう見られるかという観点も必要。

➤ 費用の計上区分について

- ✓ 大学の実態に合うか合わないかという点で、セグメントをまたがる人件費をどのように配分していくかを考える必要がある。費用と収益は平行であるが、使用実態を表すべきだと思うので、「使用セグメント」に計上した方がよいのではないか。

【参考】

＜「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針より＞

Q 40 – 1 「一定のセグメント情報」とは具体的に何を示すのか。その開示は具体的にどうするのか。

A

- 1 セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。国立大学法人等においては、各法人間における比較可能性の確保の観点から、「一定のセグメント情報」については共通に開示する必要があるものとされている。
- 2 国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等が考えられるところであるが、学内の資源配分（予算・人員配置・資産等）の可視化を促進する観点から少なくとも下記を有する全ての国立大学法人において「一定のセグメント情報」として共通に開示する取扱いとする。

(1) 附属病院

(2) 共同利用・共同研究拠点

(3) 附属学校

(4) **産業競争力強化法第 2 1 条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等**

なお、附属病院、共同利用・共同研究拠点は、各拠点ごとに開示する必要があるが、附属学校は、複数の学校がある場合、それらを一括して「附属学校セグメント」とすることも差し支えない。

また、2以上の国立大学を設置する国立大学法人における、共通に開示すべき「一定のセグメント情報」は、上記セグメント区分と同様であり、原則として大学ごとに開示する取扱いとする。なお、2以上の大学が共同で実施する共同事業部門等について、大学ごとの開示とは別に共通のセグメントを設けて開示することも差し支えない。

- 3 大学共同利用機関法人においては、法人化に際して研究所を統合して機構となった経緯及び個々の研究所が研究活動の基礎として情報開示を行う単位として適当であると考えられることから、各法人を構成する研究所単位でセグメント情報を開示する取扱いとする。
- 4 「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解 3 6 第 1 項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。
- 5 セグメント情報を開示する場合は、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示することとする。ただし、社会通念上、当該セグメントに当然にあるべき施設以外の施設がある場合には、合理的な基準により当該施設に係るものを除外する等、当該セグメントにおける活動の実態を開示するため実情に即した補正を行う必要がある。
- 6 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療

業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

（後 略）